

令和7年度 帯広市会計年度任用職員（青少年センター指導員）の募集について

- | | |
|---------|--|
| 1 受付期間 | 随時（採用者決定まで） 受付時間 8：45～17：30〔土日、祝日を除きます〕 |
| 2 申込方法 | 市販の履歴書と作文を持参又は郵送で、帯広市教育委員会学校地域連携課（市庁舎8階）へお申し込みください。
※ 履歴書は志望動機記入欄のあるものを使用し、志望動機を必ず記入してください。
※ 作文は「青少年の健全育成のために大切にしたいこと」と題して、職務経歴・知識・経験等の自己PRを織り交ぜ 400 字以内にまとめてください。
※ 履歴書及び作文は自筆・パソコン入力のどちらでも可能です。
※ 提出いただいた履歴書・作文は返却しません。 |
| 3 面接試験日 | 随時（面接時間は 15 分程度を予定しています。詳細については別途お知らせします。） |
| 4 試験内容 | 面接試験 ※試験内容に関する質問にはお答えできません。 |
| 5 試験会場 | 帯広市役所庁舎内（詳細につきましては個別にご連絡します。） |
| 6 任用期間 | 任用の日から令和8年3月31日までですが、業務が継続し勤務状況等が良好であれば翌年度1年間再度任用することができます。
※ 任用日は合格者と相談の上決定します。再度任用は4回（最長で通算5年間）を上限とするものです。 |
| 7 応募資格 | ①必要資格を満たしている方
②地方公務員法第16条に該当しない方（以下、地方公務員法第16条抜粋）※該当する方は申し込みできません。 <ul style="list-style-type: none">・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者・帯広市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年経過しない者・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |
| 8 その他 | 市役所のワーク・ライフ・バランスの実施に向け、「主な業務内容」のほか、所属課内外の応援に関することにも従事すべき業務の内容に含まれます。 |
| 9 問合せ先 | 帯広市教育委員会学校地域連携課（〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1 電話 65-4161） |

＝ 募集内容＝

職種	所属課 (勤務場所)	主な業務内容	募集 人数	再度任用 の上限 回数	勤務日 勤務時間/休憩時間	時間外 勤務	加入 保険	必要資格
事務員Ⅰ	学校地域連携課 (市役所本庁舎)	・ 青少年の街頭指導活動、地域巡回指導 ・ 青少年等の相談に対する助言 ・ 青少年健全育成の啓発及び広報活動 ・ その他青少年業務に関すること	1 名	4 回	週 29 時間勤務 ・ 10:30～17:30 (月～水曜日) ・ 10:00～17:30 (木曜日) ・ 13:00～17:30 (金曜日) ※催事巡回で年 3 回程度 (1 回あたり 2 時間程度) の休日出勤あり ※休憩 60 分 (金曜日は休憩なし)	月 2 時間程度	雇用保険 健康保険 厚生年金	・ 普通自動車運転免許 (公用車の運転による巡回パトロールがあります) ・ パソコンの基礎的な操作 (文字や表の入力、文書の作成等) ができること ・ 青少年指導等の経験者 (あれば尚可)

＝ 報酬について＝

学歴や職歴の期間等に応じて基準に従い決定します (月額 140,700 円～ 175,500 円)。

※正職員の給与が改定された場合は、改定の実施時期を含め、改定に係る取扱いに準じて改定します。

例えば、4 月に遡って報酬が改定され、給与が増減する場合があります。

要件を満たした場合、基準に従い、6 月・12 月に在職期間に応じ期末・勤勉手当を支給します。

所定の基準に従い、通勤方法及び距離に応じて通勤費用を支給します。